(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書								
	2025 年 6 月 10 日							
姫路市長 殿								
	提出者 住 所 <mark>姫路市大津区吉美380番地</mark>							
	氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) ヤマトスチール株式会社 代表取締役社長 山内靖彦							
	電話番号 079-273-1010							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。								
事業場の名称	ヤマトスチール株式会社							
事業場の所在地	姫路市大津区吉美380番地							
計 画 期 間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日							
当該事業場において現に行っている事業に	こ関する事項							
①事業の種類	製鋼·製鋼圧延業(2221)							
②事業の規模	製品出荷額 60,202百万円							
③ 従 業 員 数	397名							
④ 特別管理産業廃棄物の 一連の処理の工程	発生 → 収集運搬 → 中間処理 当社 → 大和商事㈱ → 姫路鐵鋼リファイン㈱ 当社 → 区間① (株姫路環境開発) → (株)アイザック 当社 → 区間② (株)妊路環境開発) → (株)アイザック 以間② (株)妊路環境開発) → (株)アイザック (財産路環境開発) 区間② (株)銭形ロジスティック							
	物致形ロンステイツク							

(日本工業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処	理に係る管理体制に関する事項					
	(管理体制図)						
	安全環境管理部環境管理課						
		関連発生部門 関連協力会社					
特別	川管理産業廃棄物の排	出の抑制に関する事項					
		【前年度(2024 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん					
		排 出 量 9,307 t t					
		(これまでに実施した取組)					
	①現状	・可能な限り、工程内リサイクルを推進。 ・可能な限り、発生抑制を考慮した製造方法の検討。					
		・可能な限り、光上が向を句感した教理力は2万円。					
		【目 標】					
		特別管理産業廃棄物の種類 ばいじん					
		排 出 量 9,500 t t					
	्रो का	(今後実施する予定の取組)					
	②計画	・2024年度と同様					
特別	 J管理産業廃棄物の分別	別に関する事項					
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
	①現状						
		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
		(コ 区分が1) 3] 広いかり日本圧木/地米がいた 種類区 () 分がに関する収組)					
	②計画						

自ら	行う特別管理産業廃勇	乗物の再生利用に関す	 う る事項			
		【前年度(年度)実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら再生利用を行った特 別管理産業廃棄物の量		t		t
	①現状	(これまでに実施した取	(組)			
		【目 標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量		t		t
	②計画	(今後実施する予定の	取組)			
	© п Ш			/		
自ら	行う特別管理産業廃棄	乗物の中間処理に関す	/			
		【前年度(年度)実績】		Т	
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量		t		t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	(H)	t		t
		(これまでに実施した取	(承且)			
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類				
		自ら熱回収を行う特別管 理産業廃棄物の量		t		t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t		t
	② 川 四	(今後実施する予定の)	取組)			

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	【前年度(年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類			/		
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の 量		t		t	
	①現状	(これまでに実施した取	組)				
				/			
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
	@11-F	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の 量		t		t	
	②計画	(今後実施する予定の軍	文組)				
ル キロログ	管理産業廃棄物の知	理の委託に関する事項	1177				
			年度)実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん				
		全処理委託量	9,307	t		t	
		優良認定処理業者 への処理委託量		t		t	
		再生利用業者への 処理委託量	8,624	t		t	
	①現状	認定熱回収業者へ の処理委託量		t		t	
		認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量		t		t	
		(これまでに実施した取 ①関係法令を順守し、外 ②定期的に処理業者の ③電子マニフェストの使	処理業者と適正な委託契約を 現地確認を行う。	之 締決	(土) (中)		

(第5面)

		【目 標】						
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類		ばいじん				
		全処理委託量			9,500	t		t
		優良認定処理				t		t
		再生利用業 処理委託			8,800	t		t
2		認定熱回収美 の処理委託				t		t
		認定熱回収業 外の熱回収を 者への処理者	行う業			t		t
			守し、ダ	図組) 処理業者と適正な刻 り現地確認を行う。	委託契約	を締ん	結する。	
		【前年度(2024	年度)実績】				
電子情報処理組織の使 用に関する事項		(ポリ塩化ビフ	排出量エニル,	廃棄物を除く。)			9,307	t
		(今後実施する予定の取組) 2018年度より電子マニフェストを導入しており、今後も適正管理を行う。						
※事務	5処理欄							

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

29

- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生 利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の 認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を 行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入 すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組に ついて記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と 記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記 入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。